

# 支給認定・保育施設等入所申込ガイド

保育所(園)等の保育認定(2,3号認定)を希望する場合には、「保育の必要性の認定(支給認定)」が必要です。この申込書は、支給認定の申請用紙も兼ねています。下記をご参照のうえ、お申込ください。

## 1 認定区分について

- (1) 教育認定(1号認定)：満3歳以上で、住所や就労状況等に関わらず入所を希望する児童
  - (2) 保育認定(2号認定)：満3歳以上で、就労等により家庭保育が困難で、施設での保育が必要な児童
  - (3) 保育認定(3号認定)：満3歳未満で、就労等により家庭保育が困難で、施設での保育が必要な児童
- ※ 保育認定(2,3号認定)については、「保育の必要性の認定(支給認定)」が必要です。

父母等の就労状況等により、保育標準時間(11時間)と保育短時間(8時間)のいずれかに分類されます。

## 2 保育所(園)等の入所基準「保育の必要性の認定(支給認定)」について

- ◆ 児童の住所地にて認定します。
- ◆ 保育認定(2,3号認定)を希望する場合、父母等が下表の「保育が必要な理由」のいずれかに該当する必要があります。
- ◆ 教育認定(1号認定)を希望する場合、「保育の必要性の認定(支給認定)」は不要です。

### 【 保育の必要性の認定基準表 】

保育が必要な理由	説明	保育時間	必要な添付書類(例)
就労	就労時間が、月平均120時間以上の場合 " 月平均48時間以上120時間未満の場合	標準時間 短時間	就労証明書(町様式)
産前・妊娠	出産前で、その兄弟の保育ができない場合 (産前2ヵ月)	標準時間	母子健康手帳(写し)
産後・出産	出産後で、その兄弟の保育ができない場合 (産後2ヵ月)		
育児休業中の継続利用	育児休業取得時に、既に保育を利用している児童がおり 継続利用が必要な場合	短時間	就労証明書(町様式) ※育児休業期間の記載が必要
疾病・障がい	父母が病気・負傷・障がい等を患っている場合	内容による	医師の証明(任意様式) 障害者手帳(写し)
介護・看護	常に家族の介護や看護が必要な場合	内容による	医師の証明(任意様式)
求職活動	就労しておらず、求職活動を行っている場合	短時間(3ヵ月間)	ハローワーク登録証(写し)
就学	大学や職業訓練校など就学している場合	内容による	在学証明書、時間割表
虐待・DV	住民基本台帳制度における支援措置を受けている場合	標準時間	事実を証明できる書類
災害復旧	自然災害等により家庭の復旧が必要となった場合	標準時間	被災証明書(任意様式)
その他	その他保育が必要な状態であると町が認める場合	内容による	事実を証明できる書類

※上記のほか、保護者の状況に合わせた書類や、兄弟姉妹の在園証明などをお願いする場合があります。

### 3 保育料(利用者負担金)について

- ◆ 別紙「保育料基準額表」をご覧ください。
- ◆ 保育料は、市町村住民税所得割額（以下、「所得割額」という。）を基に算定します。
  - 4月分から8月分の保育料・・・前年度の所得割額を基に算定
  - 9月分から翌年3月分の保育料・・・当該年度の所得割額を基に算定
- ◆ 転入した方については、所得課税証明書をご提出いただく場合があります。
- ◆ 保育料の算定期間に海外に住所がある場合は、海外での収入を基に住民税を推計し、算定します。
- ◆ 父母等が非課税で、同居の祖父母等が課税されている場合は、祖父母等の所得割額を算定に加えます。
- ◆ 所得更正等、保育料の算定に必要な情報が変更された場合には、それに伴い保育料も変更します。
- ◆ 未申告により、保育料の算定ができない場合は、最も高い階層区分の保育料となります。
- ◆ 学年齢や「保育料基準額表」の年齢は、入所年度初日の年齢です。
  - ※ 年度途中において、誕生日を迎えても保育料は変更されません。

### 4 申込みに必要な書類等

- (1) 宇多津町教育・保育給付 支給認定申請書 兼 現況届 兼 保育施設等入所申込書
- (2) 保育が必要な理由がわかる書類(2,3号認定の場合、前ページ「保育の必要性の認定基準表」を参照)
  - ※ 申込時点で内定状態である場合は、就労見込みの状況を記載した就労証明書を提出してください。
  - ※ 書類提出後、記載内容に変更があった場合は、速やかに最新のものを提出してください。
- (3) 個人番号がわかるもの
- (4) 本人確認ができるもの

### 5 申込内容を変更する場合

- ◆ 申込内容に変更があった場合は、別途「変更申請書」を提出してください。
  - ※ 変更の内容がわかる書類も併せて提出してください。(変更後の就労証明書など)

### 6 提出先

- (1) 新規申込
    - ① 教育認定(1号認定) : 公立 ⇒ 希望施設 or 教育委員会  
: 私立 ⇒ 希望施設
    - ② 保育認定(2,3号認定) : 保健福祉課
  - (2) 継続申込
    - 現在入所中の施設
- ※ 申込期限は、入所希望月の2ヵ月前の月末です。(変更申請の場合は、前月25日まで)
- ※ 必要な書類が全て揃っていない場合は受付できませんので、ご注意ください。

### 7 問い合わせ先

〒769-0292

香川県綾歌郡宇多津町1881番地 宇多津町役場

- (1) 教育認定(1号認定)について ⇒ 教育委員会 学校教育課(北館2階) ☎0877-49-8007
- (2) 保育認定(2,3号認定)について ⇒ 保健福祉課(本館1階) ☎0877-49-8003